

令和5年度 しまね国際観光推進協議会  
自動翻訳機導入助成事業要項

**1. 目的及び事業内容**

外国人観光客の利便性向上のため、宿泊施設、観光施設やレストランなどが、自動翻訳機を導入する際にかかる経費を助成する。

**2. 申請受付機関**

令和5年6月9日（金）～令和6年2月29日（木）

※事業実施は令和6年3月31日（日）までです。

※期間内であっても予算がなくなり次第、締め切ります。

**3. 対象**

県内に所在する宿泊・飲食・観光施設等で、外国人の訪問が見込まれるもの。

**4. 助成額**

1事業者につき自動翻訳機導入にかかる費用の2/3以内とし、20,000円を上限とする。（1事業者3台までとする。）

**5. 申請方法**

様式第1号に必要事項を記載し、下記の申込先へ申請して下さい。事務局で内容を確認後、助成対象として適切と認められた場合、文書にてお知らせをします。

申請者様で事業を実施していただき、事業完了後に様式第2号によって完了報告・請求をしてください。内容を確認のうえ、助成金をお支払します。

**6. 問合せ・申込み先（しまね国際観光推進協議会事務局）**

島根県商工労働部観光振興課国際観光推進室 担当：村上

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL:0852-22-6298 / FAX:0852-22-5580

Email: kanko-inbound@pref.shimane.lg.jp

※申請様式は下記HPにも掲載してあります。

島根県観光振興課>国際観光>しまね国際観光推進協議会

(様式第1号)

しまね国際観光推進協議会 会長 様

令和 年 月 日

「しまね国際観光推進協議会」自動翻訳機導入助成事業 申請書

1. 申請者

事業所（企業）名	
代表者職・氏名	
住所	〒
担当者職・氏名	
電話	
F A X	
担当者メールアドレス	

2. 申請内容

項目（機種名等）	単価	数量	計
小 計			
消費税及び 地方消費税の額			
合 計			

3. 申請額

助成申請額 \_\_\_\_\_ 円（事業費の2/3以内 上限20,000円）

（注）税抜き価格で計算すること

4. 添付書類

自動翻訳機の金額が分かる資料（見積書、パンフレット等）

(様式第2号)

しまね国際観光推進協議会 会長 様

令和 年 月 日

「しまね国際観光推進協議会」自動翻訳機導入助成事業  
完了報告及び請求書

自動翻訳機導入事業が完了しましたので事業費を請求します。

1. 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円 (事業費の2/3以内 上限20,000円)

2. 申請者

事業所(企業)名	
代表者職・氏名	
住所	〒
担当者職・氏名	

3. 振込先

金融機関名			
本支店名		口座種別 (普通・当座)	
口座番号			
口座名義 (カタカナ)			

4. 添付書類

領収書の写し  
翻訳機の写真